

自己点検のポイント

R 3. 7

【目次】

1 基準条例に関する事項	1	2 個別支援計画作成の基本ルールに関する事項	9
3 サービス提供記録（介護日誌）に関する事項	11	4 計画未作成減算に関する事項	14
5 各種加算の適用に関する事項	14	6 定員超過減算に関する事項	20

根拠法令

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・自立訓練（機能訓練）
・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助
平成24年条例100号、平成25年道規則37号、平18年9月29日厚生労働省令第171号
- ② 障害者支援施設
平成24年条例101号、平成25年道規則15号、平18年9月29日厚生労働省令第172号
- ③ 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
平24年3月13日厚生労働省令第27号
- ④ 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
平成24年条例104号、平成25年道規則38号、平24年2月3日厚生労働省令第15号
- ⑤ 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設
平成24年条例105号、平成25年道規則39号、平24年2月3日厚生労働省令第16号

※ この資料においては、基準条例の条文は特に記載があるものを除き居宅介護サービスのものを引用している。（他のサービスもおおむね同様）

1 基準条例に関する事項

(1) 内容・手続きの説明及び同意

- 第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービス提供に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

・重要事項説明書に記載すべき事項として、次の項目があります。

- ① 運営規程の概要（事業者、事業所の概要（名称、住所、連絡先など）、目的、方針、事業の主たる対象とする障がいの種類、営業日、営業時間、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービス内容及び提供方法等）
- ② 従業員の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）

【参考記載例】

事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

- ④ 苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者等の氏名）、苦情相談の連絡先（事業者、市町村窓口、北海道福祉サービス運営適正化委員会など）

主な指摘事例

- 実際のサービス提供開始（予定）年月日が記載された書面（※）が交付されていない。
※ 契約書に記載する方法のほか、別通知やサービス提供予定表等を開始前に交付する方法でも可。（社会福祉法第77条第1項により、書面の交付が必要。）
- 事故発生時の対応方法が未記載。
- 営業時間及びサービス提供時間が運営規程に記載されている時間や実際の時間と相違している。
- 利用者が支払うべき額が記載されていない、又は運営規程の記載内容と違う。
- 重要事項の内容について利用者の同意、交付したことが確認できない。

(2) 運営規程

第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

主な指摘事例

- 従業者の職種、員数及び職務の内容が実際と違う。
- 支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額が重要事項説明書の内容と相違している。
- 虐待防止に関する事項の記載がない。

【参考記載例】

(虐待防止のための措置に関する事項)

第〇条 事業所は、利用者の虐待の防止のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定。
- (2) 成年後見制度の利用支援。(※未成年対象の障害福祉サービス等では不要)
- (3) 苦情解決体制の整備。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及のための研修の実施等。
- (5) **虐待防止委員会の設置。**

- 緊急時等における対応方法の記載がない。

【参考記載例】

(緊急時等における対応方法)

第〇条 従業員は、現に〇〇〇〇(サービス内容)の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 勤務体制の確保等

第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

主な指摘事例

- 勤務表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 複数のサービス事業を行うサービス事業所において、事業所ごとに勤務状況が管理されていない結果、事業所ごとの従業者の勤務時間等が確認できないため、人員基準上必要とされる人員が配置されているのか不明確であった。
- 従業者との雇用契約書等がなく従業者であることが確認できない。
- 従業者に対して研修を計画的に実施していない、又は研修を行っているが関係書類を残していないため研修を行ったことが確認できない。

(4) 介護（訓練）給付費の額に係る通知

- 第24条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

主な指摘事例

- 利用者に対して、介護（訓練）給付費の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。
※ 市町村から介護（訓練）給付費の支払いを受けたときは（本来の受領者は利用者であるため事業所は代理受領したことになる。）、利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知する必要がある。

(5) 会計区分

- 第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

主な指摘事例

- 指定事業所ごとに経理が区分されていない。指定事業の会計とその他の事業の会計が区分されていない。
- 就労支援（授産）事業と福祉事業が区分されていない。収支が混在している。
※ 会計検査院からの資料要求に対して、自己点検表の会計区分の該当箇所を添付して検査院へ提出したが、自己点検表で「適」としている箇所について、実際には、収入と支出の差額を埋めるために他会計から補填していたりし、実際には「否」となるべきと、口頭で指導されたので、調書をうのみにせず、関係書類と突き合わせるように注意すること。

(6) 変更届

（根拠法令：障害者総合支援法 平成17年法律第123号）

- 第46条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 第51条の25 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（根拠法令：児童福祉法 昭和22年法律第164号）

- 第21条の5の20 指定障害児通所支援事業者は、当該指定に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定通所支援の事業

を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第24条の13 指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第24条の14 指定障害児入所施設は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

・変更届が必要な事項（居宅介護サービスの場合（他のサービスも概ね同様））

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ③ 法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ④ 事業所の平面図
- ⑤ 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- ⑥ 運営規程
- ⑦ 介護給付費の請求に関する事項
- ⑧ 役員の氏名、生年月日及び住所

主な指摘事例

- 運営規程が変更になっているにもかかわらず変更届を提出していない。
- 管理者やサービス提供（管理）責任者が変更になっているにもかかわらず変更届を提出していない。
- 事業所の平面図（各室の用途）や設備が変更になっているにもかかわらず変更届を提出していない。

（7）非常災害対策の実施（居宅系事業所を除く。）

※条文は療養介護のものを引用（他のサービスも概ね同様）

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練に実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定療養介護事業者は、第1項及び第2項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。

主な指摘事例

- 非常災害に関する具体的な計画を作成していない。
- 非常災害に関する具体的な計画に、自然災害に係る対策が含まれていない。
- 定期的な避難訓練が実施されていない。または、記録がなく訓練の実施が確認できない。

《参考》

※ 消防法施行令の一部改正（平成27年4月1日から適用）により、スプリンクラーの設置については、これまで設置義務がなかった延べ面積275㎡未満の施設等も含め、原則全ての建物に設置が義務付けられることとなった。

これにより、現在未整備の施設等（義務ありかつ免除なし）においては、整備する必要がある。

なお、新規開設が平成27年4月1日以降の施設等については、原則設置が義務となっていることに留意。

(8) 掲示

- 第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込書のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により掲示しなければならない事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

主な指摘事例

- 事業所の見やすい場所に重要事項の掲示がされていない。
※ 備え付けて関係者に自由に閲覧させることで掲示に代えることができることに留意。

(9) 秘密保持について

- 第37条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

主な指摘事例

- 利用者又はその家族の情報を提供することに関して、予め文書による同意を得ていない。

《参考》

- ※ 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、従業者等でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある。

(10) 事故発生時の対応

- 第41条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関し事故が発生した場合は、道、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 【解釈通知（平18障発第1206001号第三の3の(27)）】
- ③ 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

主な指摘事例

- 事故報告が必要な事故について、事故等発生状況報告書が道に提出されていない

《参考》

- 事故報告の範囲等
次の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により、総合振興局及び振興局の担当課に報告すること。
なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わないこと。
(1) 重大な事故等は、直ちに報告し、7日以内に「事故等発生状況報告書」を提出すること。